

資料2 「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」改訂について ～平成26年度 第2次市民自治推進会議における評価結果～

1 市民自治推進会議の目的

市民自治推進会議は、札幌市自治基本条例第31条に基づく評価の仕組みの一環として、条例に基づく市民自治の推進に資する事業等を対象に、条例の理念に沿った取組内容となっているかを評価し、必要な見直し等について検討する。

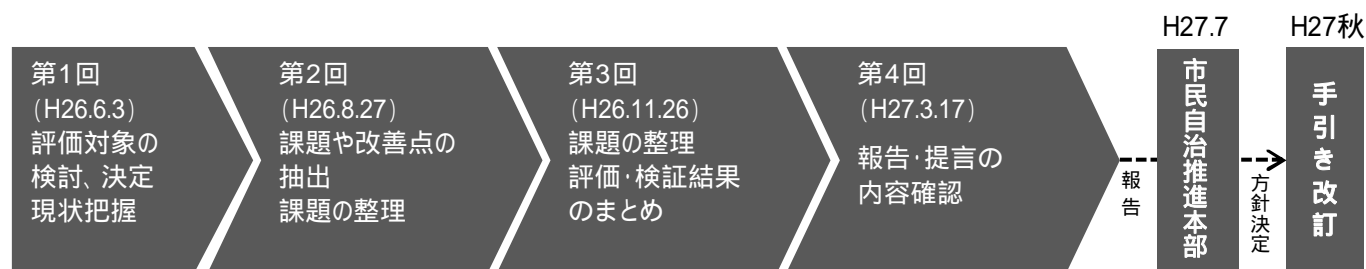
市民自治推進会議委員（平成26年度（第2次）、敬称略、座長以下50音順）
佐藤 克廣（座長）、飯田 俊郎、梶井 祥子、木村 公子、中鉢 弘一、村本 智英、横江 光良

2 評価の対象及び視点

平成26年度の第2次会議では、第1次会議（H23.3.16～H25.3.31）における、市民自治に関する施策等の全般的な検証から出された6つの方向性の中から「市民参加の取組強化」を取り上げることとし、職員が「情報共有」と「市民参加」を推進していくために必要な手続き等をまとめた「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き（以下「手引き」という。）」の見直し・改訂をテーマとして選定した。

評価にあたっては、「現行の手引き全体の見直し」と第1次会議の評価報告に盛り込まれた「市民との共感・協働の観点を追加」の2つの視点から、それぞれ検証を行った。

3 評価の行程



4 評価結果（概要）

現行の手引きに関する評価

(1) 情報提供の時期・手法の充実（手引き3～6ページ 「情報共有の推進」関連）

ア 情報提供の工夫
市からの情報提供は、情報提供を行うべき対象者や情報の性質に応じた効果的な手法を具体的に記載するよう改善すべきである。特に、十分な周知期間が得られるよう、より早い情報提供に留意する必要がある。

イ 庁内における情報提供の共有・連携
庁内向けホームページ等を用いて、各部署の情報提供状況や、市民に情報が十分に浸透した好事例を組織横断的に共有できる仕組みをつくり、その活用について手引きに示すべきである。

ウ 複数手法での実施
より効果的な市民への情報提供のため、単一媒体に頼った情報だけではなく、多様な階層の市民に幅広く情報が行き渡るように、現行記載のある「情報提供の複数手法の実施」について、より重点的な記載をすべきである。
また、現行の手引きでは、「情報提供手法の例と特徴」と「複数手法での実施」が順に記載されているが、この二つを関連付けるような記載の工夫が必要である。

< 4 評価結果（概要）続き >

(2) 市民参加の実感（手引き7～16ページ 「市民参加の推進」関連）

ア 市民参加の納得感を得るための取組
市民が意見を述べた結果のフィードバックが不十分であるために、市民参加の実感や納得感につながりにくくなっていると考えられることから、参加結果の反映状況について、反映がされない場合の理由も含めて丁寧に情報提供していくことが重要。市民が納得感を得られる情報提供のあり方についての記載を追加すべきである。

イ 例外事項の見直し
現行の手引きでは「軽易なもの」や「市税の賦課徴収等金銭徴収に関するもの」等については市民参加の例外事項として規定しているが、市民参加の例外事項はできるだけ少ないことが望ましく、現行で例外としている項目について、市民参加の余地が全くないかについて改めて検討すべきである。

また、市民参加の余地が少ない場合でも、職員が例外事項と判断する幅を広げないために、手引き本書に具体例を記載すべきである。

身近な地域のまちづくりへの参加（共感・協働）の観点追加に関する評価

地域団体等の基本的事項や、地域団体等との協働をより一層のめのために市職員が果たすべき役割等を手引きに追加し、全職員が地域と「共感・協働」していくための意識の醸成を図るべき。

また、現行手引きのように「市政への参加」と「身近な地域のまちづくりへの参加」を明確に分けて論ずるのではなく、両者を関連付けた記載の工夫も必要である。

(1) 地域への関心、市と地域との共感

普段の業務では地域の諸団体に接することのない職員にも地域への理解が促されるよう、協働の主体となる各団体の特徴や性質等の基礎的な情報を手引きに示し、全職員の知識の底上げを図る必要がある。

(2) コーディネーターとしての職員の役割

職員が地域にける各団体と信頼関係を構築するために、職員がコーディネーターとして果たすべき役割や留意点について、手引きの中で示していくべきである。

また、日ごろから地域とのコーディネート機能を担っているまちづくりセンターの果たす役割や視点、職員とまちづくりセンターの関わりについても、手引きに盛り込むべきである。

(3) 職員の意識改革

地域課題を解決するためには、そのために地域とともに何ができるのかを常に考えて行動することが求められており、手引きにおいても、この視点を明確にすべきである。

5 今後の取組について

第2次会議における上記評価結果及び市民自治推進本部における方針決定を踏まえ、平成27年度中に手引き改訂に向けた具体的な検討を進める。改訂案については事務局（市民自治推進課）にて作成し、内容決定に際しては、必要に応じて市民自治推進本部員への情報提供・意見聴取のうえ、市民自治推進本部長決裁により決定、全庁への周知を実施する。